

国 内 経 済 要 錄

全国銀行貸出金利の趨勢

30年6月10日に行われた並手形金利日歩1厘引下げを契機に、同年7、11月および31年1月と三たび長期貸出金利の引下げ措置がとられ、旁々優遇金利適用貸出の増加により、全国銀行貸出の平均金利は、30年6月以降31年1月までに0.101銭と大幅に低下した。これを銀行業態別にみると、長期信用銀行の低下が最も大きく、地方銀行の低下が最小である。

全国銀行平均貸出金利 (単位日歩銭)

	30年5月末 (A)	31年1月末 (B)	比較 (A-B)
全 国 銀 行	2.493	2.392	△0.101
都 市 銀 行	2.413	2.311	△0.102
地 方 銀 行	2.503	2.427	-△0.076
普 通 銀 行	2.442	2.349	△0.093
信 託 銀 行	2.425	2.289	△0.136
長 期 信 用 銀 行	2.954	2.777	△0.177

また金利別貸出残高からみた中心金利は、30年5月末における2銭4厘から、31年1月末には2銭3厘に移行し、2銭2厘ものの増加もかなり顕著に認められる。

利率別貸出残高の割合

	30年5月末	31年1月末
2.2銭	1.21%	9.69%
2.3銭	1.67	25.92
2.4銭	35.48	13.34

(注) 総貸出残高に対する比率による。

臨時金利調整法の規制を受けるものと、そうでないものとを比較すれば、規制内貸出金利の低下がより大であるが規制外貸出のうち長期貸出のみをとると、その低下の幅は規制内貸出のそれを上回り、長期金利の低下が著しいことを示している。

規制内金利と規制外金利 (単位日歩銭)

	30年3月末 (A)	30年12月末 (B)	比較 (A-B)
全 規 制 内 貸 出	2.333	2.233	△0.100
規 制 外 貸 出	2.700	2.623	△0.077
(内 長 期 貸 出)	2.852	2.729	△0.123

(注) 資料の関係で引下げ前は30年3月末で代用。

生命保険および損害保険会社の貸出金利引下げ

さきに行われた普通銀行および長期信用銀行の長期貸出金利の引下げにつづき、生命保険および損害保険会社では

それぞれ電力、海運業に対する貸付金利を次の如く引下げることになった。

1. 生命保険

(イ) 電力業に対する貸付金利を日歩2厘引下げる(引下げ後日歩2銭6厘)。

(ロ) 新金利は、30年2月15日以降の新規貸付分から適用する。

2. 損害保険

(イ) 海運業に対する設備貸出(計画造船分に限る)の金利を、日歩2厘引下げる(引下げ後日歩2銭8厘)。

(ロ) 新金利は、31年1月1日以降新規、既往貸付ともに適用する。

外国為替引当貸付の利子歩合およびMOF預本金利の変更

英蘭銀行の公定歩合引上に伴い、ロンドンにおける一流銀行引受手形の割引レートが上昇したのに応じて、連合王国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を、日歩1銭3厘5毛(従来日歩1銭1厘)に改め、為替銀行の手形買取日が2月23日以降のものを引当にする貸付分から実施することとなつた。

また外国銀行の英磅通知預金も年3.5% (従来2.5%) に上昇したので、大蔵省では東京銀行に対する英磅 MOF 通知預本金利並びに他の為替銀行に対する英磅外貨預本金利を、2月23日以降年3.5% (従来2.5%) に引上げることになった。

金融機関資金審議会の設置決定

政府は2月21日の閣議で、諮問機関として臨時に大蔵省に金融機関資金審議会を設置することを決定した。この審議会は、経済5カ年計画その他国策に順応し、民間資金の適切な活用を図るために、金融機関の資金運用の基本方針について、関係大臣の諮問に応じ、あるいは必要と認める事項を建議しようとするもので、学識経験者および関係官庁の職員等20名以内の委員で構成される。

銀行経営合理化等につき銀行局長通達

大蔵省銀行局長は、3月6日各銀行宛に、今後の銀行経営全般にわたる指導方針につき通牒を発した。その要旨は次の通りである。

1. 経営の合理化について

(イ) 今後一段と経費の節約を図り、経費率の早期かつ大幅の低下を期すること。そのため

イ、経常収支率は、あくまで78%以内にとどめるようあらゆる努力を払うこと。

ロ、営業所の新設を敵に抑えることは勿論、更に不採算、非能率店舗の廃止等を積極的に行うこと。

(2) 同業連帯の精神により、金融機関相互間の連絡、提携、協調を一層緊密化すること（広告宣伝費の削減、外務活動の自粛、資金吸収形態の簡素化等）。

(3) 資金吸収形態の単純化、簡素化を図るために、定期預金、普通預金、定期積金、当座預金、金銭信託ごとの個別原価計算を行い、その採算状況を検討すること。

2. 自己資本の充実について

(1) 貸倒準備金その他諸引当準備金の非課税限度までの積立を確実に執行するのは勿論、更にその充実強化を一段と推し進めること。

(2) 配当等社外流出の抑制を図り、なかんづく配当水準については、その適正化に努力すること。

(3) 増資については、株主勘定の増加を図るべき時機と考えられるので、適宜これを行うことが望ましいこと。

3. 資産内容の健全化ならびに資産構成の適正化について

(1) 融資態度が安易に流れることのないよう万全の注意を払い、更に固定債権の回収、不良資産の整理、銷却等を一層積極的に行うこと。

(2) 未然に危険を分散する見地から、信用の大口集中を排除するよう配意するとともに、とくにその事後管理に万全を期すること。

(3) 信用供与の長期化をできる限り避け、長期貸出が行き過ぎとならないよう考慮すること。

(4) 公社債、地方債、金融債、事業債等優良な有価証券への投資を今後一層積極化すること。

(5) 預金に対する支払準備の充実に一般と留意し、當時その内容および現在高に注意すること。

(6) 営業用不動産の自己資本に対する比率は、当面50%以内（現在70%）を目標とし毎期その相当程度の遅減を図ること。

最近における銀行の増資状況

自己資本の強化、豊作等による増資環境の好転、大蔵省の配当率引下要請等を背景に、昨年10月以降、関東東北地区の地銀を中心に増資が行われ、更に本年に入り、東海、神戸、北拓の三行、および三井、住友、三菱、安田の四信託が相次いで増資を決定した。このような情勢の下で都市銀行の動静が注目されていたが、この程大蔵省銀行局長より自己資本の充実等に関する指導通牒が発せられた関係もあって、富士、三菱、三和、住友、第一、三井、勧業、大和の8行が一齊に倍額有償増資（一部公募）を決定（払込期日7月2日）するに至つた。因みに昨年10月以降増資を実行ないし発表した銀行の増資払込総額は30,970百万円、内前記都市8行分が19,930百万円となつてゐる。

31年度地方財政計画の国会提出

31年度地方財政計画は9日、自治庁から国会に提出された。その特徴は次のとおりである。

(1) 今次財政計画は、昭和25年度決算を基礎とした従来の地方財政計画と異なり、29年度決算を基礎として歳出諸費目の金額を算出した。従つて歳出膨脹の少からざる部分は、従来の計画赤字要因を枠内に入れて処理した結果であり、必ずしも実質的な支出増加を意味しない。

(2) 上記と関連して特に注目されるのは給与費の算定であるが、これについては昨秋の給与実態調査に基き人員、単価の両面で相当実情に近い見積りを行つた。従来は給与費の算定洩れだけで約300億円に上るとされていたが、今次計画では前年度修正計画に比し220億円の増額を認めた。

(3) 地方交付金を含めた国庫支出金は、前述の如き財政計画方針から前年度比74億円方増加したが、一方公共事業費等補助金の費目整理、補助率の引上げにより、それに伴う地方負担額は前年度よりかえつて減少している。

(4) 教育委員会委員の公選制の廃止、地方議会制度の合理化等行政制度の簡素化を予定し、また地方公務員の停年制及び臨時待命制度の採用、義務教育職員恩給費の半額国庫負担の実施等により、地方経費の節減を図ることとした。

(5) 三公社固定資産並びに国有林野に対する課税、都市計画税及び軽油引取税の新設等を予定し、地方固有財源の充実を図つた。

(6) 地方債に関しては圧縮方針をとり、普通事業債だけについて見ると前年度比185億円の削減を予定した。

31年度地方財政計画の概要

（単位億円）

区分	31年度	30年度	比較 増減(△)
歳入			
地方税	3,977	3,577	400
地方譲与税	236	224	12
国庫支出金 (地方交付金を含む)	4,406	4,332	74
地方債	715	783	△ 68
雑収入	1,122	1,072	50
歳入合計	10,456	9,988	468
歳出			
消費的経費 (給与費)	7,682	7,174	508
投資的経費 (公共事業費)	2,774	2,814	△ 40
(単独事業費)	1,735	1,793	△ 58
歳出合計	10,456	9,988	468

（注）30年度は修正後の財政計画。従つて中央の予算補正による計数の異動を織込んである。

30年度一般会計予算補正の成立

首題の一般会計予算補正是20日参院を通過、成立をみた。

これにより30年度の一般会計歳出入予算は次のとおりとなる。

	歳入(億円)	歳出(億円)
当 初	9,915	9,915
補 正	218	218
追 加	268	354
削 減	(Δ) 50	(Δ) 136
計	10,133	10,133

補正のうち、おもなものの内訳は次のとおりである。

一般会計予算補正額内訳表 (単位百万円)

	歳出の追加	財 源
1. 臨時地方財政特別交付金	16,000	1. 歳出の節約繰延等 13,635
2. 地方交付税交付金	2,090	(1) 公共事業系統費 6,437
3. 食糧管理特別会計へ繰入	6,700	(2) 賠償等特殊債務 3,000
4. 生活保護費	2,356	(3) 農業保険費 2,800
5. 義務教育費国庫負担金	2,444	(4) そ の 他 1,398
6. 国債費	1,250	2. 歳入の増加 21,857
7. 旧軍人等恩給費	1,774	(1) 租税及印紙収入 16,000
8. 國際金融公社出資金	997	(2) 専売納付金 △4,981
9. 日本電々公社出資金	898	(3) 証券売払代 898
10. そ の 他	983	(4) 旧タイ国特別円債権返済金 1,615
	計 35,492	(5) 特殊物資差益寄付金 3,000
		(6) そ の 他 5,325
		計 35,492

なお上記と関連し、次の特別会計等の予算補正も夫々成立をみた。

会計名等 補正成立日 補正の主内容

食糧管理	2月 6日	食糧買入費(1,064億円)及び予備費(100億円)等の追加
国債整理基金	2月 6日	糧券発行利子増加に伴う補正
交付税及び譲与税配付金	2月20日	臨時地方特別交付金(160億円)の繰入、及び地方交付税交付金(21億円)の増加等に基く補正
日本専売公社	2月20日	たばこ完払代の減少(126億円)等による補正

貸付信託および合同運用指定金銭信託の予定配当率引下げ

信託協会では3月8日、最近の金融情勢に鑑み、下記の如く信託の予定配当率を引下げることを決定した。

1. 貸付信託

5年もの 年利7分8厘(現行年利8分4厘)

2年もの " 7分1厘(" 7分7厘)

いずれも31年3月21日以降新規募集分から、新配当率を適用する。ただし日本信託はすでに3月12日から現行条件で募集を開始しているので、次回募集分(5月)から新配当率による。なお既設定分については、目下検討中である。

2. 合同運用指定金銭信託

5年以上のもの 年利7分5厘(現行年利9分)

2年以上のもの " 6分8厘(" 7分)

いずれも31年9月支払分(3月26日から9月25日を計算期とする)から、既往分をふくめ新配当率を適用する。なお30年11月に、31年9月支払分から年8分(5年以上のもののみ)に引下げを決定したが(調査月報30年12月号参照)、実施をみないまま、更に引下げことになったものである。

全国信用金庫連合会預金利率を引下げ

全国信用金庫連合会では、3月9日の理事会で、従来の預金奨励金を廃止するとともに、会員金庫から受入れる預金の利率を下記の通り引下げ、31年3月15日から実施することになった。

	現 行 利 率 (内預金奨励金)	改定利率	引下の幅
普通預金	1.3錢	0.7錢	0.6錢
定期預金	1.8(0.3)	1.4	0.4
3カ月	1.9(0.3)	1.6	0.3
6カ月	2.1(0.4)	1.8	0.3
1年	2.3(0.5)	2.15	0.15
振興預金	2.0(0.2)	2.0	

(注) 単位は日歩による。

(36頁より)

かかる動向は中共が香港経由の東南アジア貿易に積極的に乗り出していることを物語るもので、今後繊維、雑貨等に關しては日本製品、香港製品との激しい競争が予想せられている。

東南アジア諸国への輸出ではインドシナに対する輸出がI C A 資金による買付を中心に激増したのを始めとして、マレー、朝鮮、タイへの輸出が増加している。朝鮮、タイへの増加は両国が香港経由で日本製品の買付を行つているためと見られる。

対英國貿易は輸入においては金属、機械、繊維製品、輸出においては綿物、雑貨が大半を占め、英國及びその他スターーリング地域(特にアフリカ)に対する特恵関税を利しての輸出増加が目立つていて。

香港地場製品の輸出は730百万香港ドル(1954年682百万香港ドル)で総輸出額に占める比重は28.8%となつてゐる。主要輸出品は、繊維製品、雑貨であるが、中共製品の大幅進出によつて相当の影響を受けている模様である。